### 【研究ノート】

# イギリスにおける所得政策論争

佐 藤 昇

#### はじめに

所得政策はイギリス労働党の経済政策の中心的な柱をなしているが、本稿の主題はこの政策がイギリスの左翼 (労働党主流よりも左に属する思想、政治諸潮流)のなかにひきおこしている反応——所得政策に対する批判や代替的提案ならびにそれをめぐる左翼内部の論争をいくつかの代表的な論文について検討することによって、所得政策の基本的な性格とこの政策が新資本主義的経済計画化と現代の労働運動に対してもつ意味をイギリスの場合に即して考察するための一つの手がかりとする点にある。

# 1. Stop-go 政策とコスト・インフレ

イギリスに限らず1950年の末から60年代にかけて西欧の先進資本主義諸国で一せいに所得政策をめぐる論議が活発化した背景には、これらの諸国にいわゆるコスト・インフレといわれる事態の進行があったことは周知のとおりである。だが、ドイツ、フランス、イタリアなどの大陸諸国ではコスト・インフレが比較的高度な経済成長と結びついていたのに対し、イギリスでは1950年代における保守党政府のstop-go政策——ポンド防衛のための周期的な引締政策による絶えざる成長の中断——のもとでの経済成長の停滞とむすびついてインフレーションが進行した。西ドイツ、フランス、イタリア、

の上昇率も次表の通りで、やはりイギリスが4カ国中もっとも低い。しかし、1958年を100とする消費者物価指数は西ドイツ122、フランス136、イタリア132に対しイギリスは126で西ドイツを上廻っている。結局、保守党政府のstop-go政策は頻繁な投資の削減、成長の中断によ

4	上産性上昇率	崧
	55~60年	60~65年
西ドイツ	30.0	29.0
フランス	25.0	25.0
イタリア	17.6	51.0
イギリス	13.4	18.2
	(昭和41年 世界経済	度年次 報告59頁)

ってイギリス産業の停滞を招いただけでなく、そうした経済成長の"犠牲" にもかかわらず必ずしもインフレの抑制に成功しなかったわけである。

この点について Perry Anderson の主宰するイギリスの新左翼グループの機関誌 New Left Review の寄稿家である John Hughes は stop-go 政策の stop の段階でかえって物価の上昇が見られたこと、需要の抑制が皮肉にもコスト・プッシュ・インフレーションをもたらしたことを指摘している。すなわちこの段階では需要の抑制で操業度が適正水準以下に落ちるので生産性 (1人当り生産高)が阻害され、単位コストが上昇する。この能力以下の操業は耐久消費財部門から投資財部門、流通部門へと全産業に拡がって行く。ところがこの時点で以前の go の段階、ブームの時期における利潤の増大に刺戟された賃金の引上げが一定のタイム。ラグをもって妥結に達し、とりわけ賃金上昇のおくれていたグループ (公営事業や教員など)の賃上げが他の部門との比較 (comparability)の原理でおこなわれ、全般的な賃金水準をおし上げる。産業は共謀してコストの上昇を価格の引上げに転化するが、それはさらに防衛的な賃金引上げを誘発する。また引締政策に伴う金利の上昇は産業の資本費を高めるが、とりわけ私的部門からの巨額の負債を負っている国有化産業は金利の増大によってコストに圧迫をうけ、価格の引上げをよぎ

なくされる。この点は地方政府の公営事業においても同様で、以上すべては 生活費、産業コスト、価格の全構造に影響をあたえる。こうして go の段階 では物価は比較的安定しており、コストの低下によって利潤が急速に増大す るのに対し、stopの段階ではコストの増大を相殺するための物価の上昇が生 じることになる。このような物価上昇はイギリス産業の対外的競争力をよわ め、輸出を阻害し、輸入を増大させ、引締政策の目標とした国際収支の均衡 をかえって困難にする要因として作用する。これは賃金の上昇を抑えようと する政府と経営者の努力をつよめるが、1961~62年について見ると、こうし た賃上げへの強い抵抗にもかかわらず、賃金や俸給に有利な所得の再分配が おこなわれ、利潤の実質的減少が生じたと Hughes は説いている。

Iohn Hughes がコスト・インフレの進行を保守党の stop-go 政策ないし 50年代以降の景気循環に即して論じているのに対し、労働党左派に属し、 New Left Review 誌にも連名で寄稿している M.B. Brown, R. Harrison はより一般的に寡占企業の管理価格の存在を強調している。すなわち、イギ リスの労働者階級の実質賃金のト昇は二つの大戦間の時期には大量失業の存 在によって抑制されたが、今日では、貨幣賃金の上昇を価格の上昇に転嫁で きる寡占的供給者の能力によって阻まれている。もはや価格競争によって脅 かされない今日の寡占体は、国民経済全体の生産性の上昇率を上廻る賃金の 引上げでも、それが自分の産業の生産性上昇率以下である場合には、うけ入 れる用意がある。しかし、かれらはその生産性上昇の恩恵の残りの部分を価 格の引下げによって消費者に還元しようとはせず、利潤の増加として独占し てしまう。こうして新機械の導入や能力一杯の完全操業によって単位コスト が低下しても、寡占体による価格の引下げはおこなわれないが、逆に単位コ ストが上昇すれば、価格のつり上げがおこなわれる。その結果、社会の他の 部門は, 寡占部門の所得の上昇につり合うように自己の所得を引上げざるを えず、そこから不可避的に物価と賃金の螺旋的上昇(スパイラル)が発生する, というのが Brown, Harrison の主張である。

これに対し, 所得インフレの一要因である貨幣賃金の強い上昇圧力に注目 し, それを完全雇用のもとでの労働市場の条件から説明しているのがやはり ニュー・レフトの理論家 Bob. Rowthorne である。 Rowthorne は、まず 戦後ヨーロッパにおける所得政策の先駆的実例であるオランダとスウェーデ ンの経験にふれ,この両国の所得政策はイギリスにくらべて階級間の敵意が はるかに弱く、労働組合がずっと中央集権化されているという状況のもとで 実施されたが, いわゆる賃金ドリフト (実質賃金が全国的な協定賃金を上廻 る傾向)の防止にほとんど成功しなかったと指摘する。オランダでは,強力 に集権化された雇用主組織と労働組合と政府の三者が全国的レベルで総貨幣 賃金の引上げについて決定し, 細目は中央諸組織の承認を要するという条件 で地域的交渉にゆだねている。政府は"ヤミ賃金"を支払う雇用主と不法ス トをおこなった労働者を頻繁に処罰したが、職場での組合活動は低調であっ たにもかかわらず、雇用主の労働力確保競争によって広汎な"ヤミ賃金"が 生まれた。労働者の昇格とか、出来高払単価のすえおきといった合法的な手 段でも賃金ドリフトが助長された。こうしてオランダでは所得政策は事実上 破綻してしまった。スウェーデンではやはり高度に集権化された雇用主組織 と労働組合とが協調して"責任ある政策"をとったにもかかわらず、1950年 代に実際に支払われた賃金は全国協定賃金の約2倍に達し、物価も年々3% の割合で上昇し,所得政策は見るべき実効を挙げなかった。

Rowthorne はオランダやスウェーデンの経験を絶対視することはできないにしても、完全雇用下で労働力不足が存在する場合は、労働組合の強弱にかかわらず、雇用主の労働力確保の必要自体から貨幣賃金は上昇する傾向があり、とくに寡占企業は価格の引下げより賃金の上昇をえらぶ、寡占部門で賃金が上昇すれば比較の原理でそれは他部門にも波及せざるをえないと説いている。このように Rowthorne は完全雇用下の労働市場の条件にもとづく貨幣賃金の上昇圧力を強調しているが、彼の論議の特徴は、それが労働組合の交渉力をつよめるという側面よりも、むしろ雇用主の労働力確保競争を激

化させるという側面を強調している点にある。事実, Rowthorne は賃金引上げにおける労働組合の役割は marginal なものにすぎず, 結局のところ物を言うのは労働市場における労働力の需給関係であるという見解を抱いており, それは所得政策に対する彼の評価とむすびついているが, その点については後に改めてとり上げる。

一般に第二次大戦後の資本主義の特徴的性格であるコスト・インフレには 三つの契機がある。第一は寡占体の管理価格である。寡占体はその市場支配 力にもとづく価格操作によって生産性が上昇して単位コストが低下しても価 格を引下げず,また賃金を含むコストの上昇を価格の引上げによって消費者 に転嫁する――より正確に言えば賃金上昇を口実として屢々賃金の上昇率を 上廻る価格の引上げをおこなう。生産性の上昇にもかかわらず,価格が低下 しないということと,コストが上昇すると,それが利潤の減少をもたらさな いように価格が引上げられるということとは,同一の事態――寡占体の価格 操作能力――の二つの現象形態にほかならない。

第二はそのような価格の引上げを可能にする有効需要の保障——ケインズ的成長政策の定着である。これは一方では管理通貨制度にもとづくインフレ・マネーの進出——景気循環による増減は伴うにせよ——による実質的な生産,したがってまた所得の運動と、名目的な所得の運動との量的な乖離をもたらすと同時に、完全雇用にもとづく貨幣賃金の上昇圧力——寡占的大企業におけるしばしば国民的生産性の上昇率を上廻る貨幣賃金の上昇とその他部門への波及——を生み出す。

第三はそのようなケインズ政策にもとづく有効需要の保障が,貨幣所得の 増大という形をとって非寡占的な部門においても賃金その他のコスト上昇を 価格の引上げによって相殺することを許す市場的条件となっていることであ る。

以上がいわゆるコスト・インフレのメカニズムであるが、イギリスの左翼 のエコノミストも強調点の相違こそあれ、まさにこのメカニズムを問題とし てとり上げていると言ってよい。

- 註 (1) John Hughes 'The British Economy: Crisis & Structural Change' N.L.R. No. 24, 1963.
  - (2) 'Income policy-a reply from Michael Barrat Brown & Royden Harrison' N.L.R. No. 37, 1966.
  - (3) Bob Rowthorne 'The trap of an Incomes Policy' N.L.R. No. 34, 1965.

### 2. イギリスにおける所得政策の展開

所得政策は右に見たようなコスト・インフレにもとづく賃金、物価のスパ イラル的上昇をなんらかの形で断ち切る必要から生まれたのであるが、その 直接の契機となったのは, 国内物価の持続的上昇が対外競争力と国際収支に 及ぼす影響への考慮である。国内ではその市場支配力によって価格競争をか なりの程度まで止揚した寡占体も国際市場ではなおきびしい価格競争に直面 せざるをえず、自由化と関税引下げはそれを一層促進する作用を果たす。そ こに国内物価の安定が資本の立場からも要求される必然性があるが、最低限, 賃金と利潤への現行配分率を維持しつつ、物価の安定を達成しようとすれば 当然賃上げの抑制という方向が志向されざるをえない。この場合. 賃金 L昇 の抑制は、成長率を引下げて失業率を高め、労働市場の需給関係を変えるこ とによって、すなわち完全雇用政策を放棄することによっても達成できる。 しかし、このようなケインズ以前の政策への復帰は体制維持という政治的・ 社会的要請からも限界があるだけではなく,成長率の引下げは短期的には国 際収支対策として役立ちえても長期的には産業の停滞をもたらし、かえって 対外競争力をよわめるので経済的な観点からも有効ではない。このことはほ かならぬ保守党治下の50年代のイギリスの経験によって立証されている。 ここからいわゆる経済成長(完全雇用)と物価安定との調和的発展という要請 が生まれ、この要請を実現するために、新資本主義的計画化の一環として所 得政策が提起されるのである。すなわち,所得政策とは,政府がいわば経済

の外部から強権的な法的措置としておしつける単なる賃金ストップではなく、また個々の雇用主による賃金上昇への抵抗ないし抑圧でもなく、政府、雇用主団体、労働組合の三者の合意によって、いわゆる国民経済的な観点から許容されるべき賃金上昇の限度をガイド・ライン guide line ないしガイド・ライト guide lightとして設定し、労使をそれにしたがわせることによって(その方法としては勧告——世論の圧力から法的規制まで種々の方法が用いられる)、従来は自由な労使交渉にまかされていた賃金決定に一定の計画性をあたえること、言いかえれば賃金決定自体を新資本主義的計画化のなかに組み込むことを企図したものである。したがって所得政策の実施には労働組合、少なくとも主要な全国的労働組合の同意が不可欠の条件となる。所得政策が単なる賃金政策としてではなく、Incomes Policy として利潤をもふくむ所得一般を対象とする政策として、少なくともそのようなタテマエをとってうち出されているのは、所得政策がなによりも賃金の規制をめざしながらも、労働組合の同意と協力を必要としているという矛盾から生じたものにほかならない。

イギリスにおいても、1950年代の末から60年代の初めにかけて、保守党政府は従来の stop-go 政策の限界を自覚せざるをえなくなり、経済成長と物価の安定を両立させる道を模策しはじめたが、これに有力な示唆をあたえたのが1961年の OEEC (欧州経済協力機構、今日の経済開発協力機構 OECD の前身)の報告「物価騰貴の諸問題」であった。この報告は、物価騰貴の主な原因は賃金の継続的な上昇にあるとし、政府は一定の状況の下で認められるべき賃金の上昇限度を指示し、これを労使に周知させ、賃金協定をこの線に落ちつかせるよう圧力を加えるべきだと論じ、そのためには先ず公的部門において賃金政策をもつことが有効だと勧告した。1961年のポンド危機に際し、保守党のロイド蔵相は、いわば従来の stop-go 政策と所得政策的な措置とを併用する態度をとった。すなわち、緊縮予算を組み、金融を引締めると同時に賃上げの自粛を要請し、とくに公的部門では賃上げの停止 pay pause を

実施した。公的部門の労働者の賃金は民間部門より立ちおくれがちであっただけに、保守党政府のこの措置は労働者のなかに強い憤激をひきおこした。

ついで 1962 年,ロイド蔵相は 所得政策の 推進機関として「全国所得委員会」National Incomes Commission (Nicky) を設置したが,それが賃金ストップに利用されることをおそれた T.U.C. (Trade Union Congress, イギリス労働組合会議) は参加を拒否し,その結果,Nicky は賃金・所得政策にかんする数回の報告をおこなっただけで,所得政策の実行機関としての機能ははたしえなかった。このように T.U.C. は Nicky への参加はボイコットしたが,同年経済成長を促進する長期経済計画機関として設けられた「国民経済発展審議会」National Economic Development Council (Neddy) には参加した。だが,Neddyの推進する経済成長プランが当然その構成要素として所得政策を要請するものであったことは明らかであり,事実,労働党政府の成立後,所得政策の推進に精力的に取りくんだG・ブラウン経済相の属する経済問題省 Department of Economic Affairs はこの Neddy の計画機構の一部をひきついで新設されたものである。

1964年10月に成立したウィルソン政府は、成立早々国際収支危機に直面し、皮肉にもさんざん批判してきた保守党の stop-go 政策の轍をふんできびしい引締め措置をとらざるをえなくされたが、長期的にはあくまでインフレなき経済成長の達成をめざし、その中心を所得政策の実施においた。その最初の成果は、同年末 T.U.C. を説得し、政府と労資三者による「生産性、物価、所得にかんする意図の共同宣言」 Joint Statement of Intent on Productivity, Prices and Incomes の発表にこぎつけたことである。この共同宣言の要旨は (1)イギリス産業をダイナミックにし、その価格を競争的にすること (2)実質国民生産の上昇により、賃金、俸給、その他の形態の所得の上昇が実質国民生産の上昇とひとしくなるように生産性と能率を高めること (3)全般的物価水準を安定に保つこと、こうした目的を達成するために労資双方の側における能率への障害を除去すること、さらに物価およびあらゆる所

得の全般的な動きを検討するとともに価格や賃金その他の諸所得の個々の動きについて、国民的利益を考慮した指導基準にそって調査勧告をおこなうための機関を設置すること——というものであった。

こうして所得政策の実施のための基本的な条件——全国的な労働組合組織 (T.U.C.)の同意のとりつけに成功した労働党政府は、65年4月、さきの共同宣言にもとづき全国物価所得委員会 National Board for Prices and Incomesを設置し、所得政策は正式に実施の段階に入ったが、この委員会の調査勧告は、それを強制する法的権限をもたず、"説得と世論"の力にたよるというもので、あまり実効があがらなかった。そこで政府はその補強策として、55年9月、全国物価所得委員会に事前通告を要請する権限をあたえた。これは (1)企業や労働組合に対し、価格や賃金引上げの意図を前記委員会に事前に知らせることを要請する (2)委員会は現行および提案中の価格および賃金要求またはその決定を国民的利益に照らして検討する (3)全国物価所得委員会の報告が発表されるまで提案中の価格、賃金の引上げを延ばすように要請する ——というものであった。

しかし、この事前通告制も予期したような効果をあげず、その後も指導基準を無視した価格の引上げや賃上げ要求が跡を断たなかった。そのため政府は罰則をともなう所得政策の立法化を考慮せざるをえなくなり、66年2月の総選挙を経た第2次ウイルソン政府のもとで、同年8月物価・所得法 The Prices and Incomes Act が成立した。これより先、同年7月のポンド危機に際してドラスチックな需要削減措置をとった労働党政府は、同時に賃金、配当、価格の凍結という非常手段を強行した。これは賃金と諸価格を6カ月間凍結し(その後6ヵ月間もきびしく抑制する)重役報酬にも同様の措置をとる、配当は12ヵ月間すえおきにするというもので、この措置はさきの事前通告制とともに、物価・所得法にとり入れられた。

この非常措置は一応効果を挙げ、 賃金 (商務省発表1956年基準) は 66 年 7 月の 154.5 に対し同年 12 月には 154.6 で 事実上上昇を停止し、 小売物価も 66 年 8 月から 66 年 12 月までに 2.2 %の上昇にとどまった。 配当は 66 年 7 月 20 日から 12 月 24 日までに発表された。 1,200 件のうち,半数以上がすえおきで,減配もかなりの数に上り,凍結を無視して増配したのは 14 件にすぎなかったといわれる。

その後、ウイルソン政府は 66 年 11 月および 67 年 3 月に それぞれ賃金白書を発表したが、 前者は 67 年上半期にも 物価と賃金をきびしく抑制する方針を確認したものであり、後者は賃金、物価の非常凍結措置を  $6 \sim 7$  月で一応うち切る意向を表明したものである。

以上ごく簡単に見た所得政策の展開過程から明らかなように、第二次ウイルソン政府の経済政策は、鉄鋼国有化を除けば、いわば戦後初期の労働党政府の賃金凍結政策(1948年~50年)とその後の保守党の需要抑制政策を結合したような性質のものであり、言いかえれば stop-go 政策と所得政策との併用という形をとっているが、これこそ 1960年代に入ってから保守党政府が追求したものにほかならない。したがってその stop-go 政策に対しても、所得政策に対しても左翼の間からきびしい批判が出されたとしても決して不思議ではないといえよう。

- 註 (4) John. K. Galbraith は「豊かな社会」The Affluent Society のなかで, このような見解を主張している。
  - (5) コスト・インフレの抑制には多様なアプローチが可能である。一つは労働力の需給関係を変えることであり、これには前述のように成長率を抑制し、失業率を高めるという方法もあるが、逆に労働力の供給面に着目し、その流動性をつよめ、労働力の需給逼迫を、緩和するという方法もある。事実 50 年代末期において西ヨーロッパ諸国で所得政策が提起されるにいたった背景には、それまで高度成長を支えてきた移民労働力の確保が困難になったという事情があることに注目すべきであろう。またコスト・インフレ対策には労働節約的な投資を促進し、労働生産性の上昇率を高めることによって賃金上昇分を吸収するというアプローチもありうる。もちろん、この場合にも貨幣賃金の上昇率が生産性の上昇率を上廻らないことが前提になる。さらにコスト・インフレの主要な原動力である寡占価格自体にメスを入れ、インフレ抑制を反独占政策の方向で進める道もある。ウイルソン政府はその所得政策の展開にあたり、これらの諸

政策を併用しており、 その全体が広義の所得政策を構成していると見ることも できる。

- (6) O.E.E.C. 'The problem of Rising prices'. Report of a group of independent experts, 1961.
- (7) N.E.D.C. は 1963 年 2 月, 1961—66 年の年平均経済成長率を 4 % と見込んだ 「1966年までの経済成長」という長期計画案を発表し、すでにそのなかで所得政策の必要を暗に強調していたが、同年 4 月に発表された第二次報告「より速い経済成長のための望ましい条件」では、国際収支問題をとり上げ、その解決のためにはやはり所得政策をとる必要のあることを示唆している。
- (8) 物価所得法はその第一部で全国物価所得委員会の構成と機能を規定し、第二 部で事前通告制を法制化し、第四部に時限立法として物価・賃金の凍結という 非常措置をふくめている。
- (9) 労働党の所得政策の内容については「フェビアン研究」1966年2・3月号丸尾 直美「労働党政府の所得政策」,日本生産性本部刊 楠田丘・丸尾直美共著『所 得政策』第Ⅱ章イギリスの所得政策にくわしい。

### 3. 所得政策と価格統制

所得政策にかんするイギリス左翼の態度といっても、ブラウン経済相の手ですすめられている現行の所得政策に対して多かれ少なかれ批判的である点では共通しているが、内部にかなりの見解の相違をふくんでいることはいうまでもない。しかし、大別すると、所得政策を頭から拒否するのではなく、それに極力民主的な内容をあたえ、それを賃金統制的なものから、むしろ利潤ないし価格規制的なものにつくりかえることが必要であり、また可能であるという立場をとる見解と、労働組合は所得政策に原則的に反対する態度をつらぬくべきだとする見解とにわかれているということができる。ここでは前者に属するものとして前述の M.B. Brown、R. Harrison の見解およびJohn Hughes の見解をとり上げ、ついでこの両者に対して批判的な議論を検討することによって、所得政策の問題点をさぐって見ることにしたい。

まず M.B. Brown, R. Harrison の所得政策論の要旨は次の通りである。

かれらはまず所得政策は単に寡占体の賃金抑制要求のあらわれにすぎないとする見解を否定し、所得政策への要求は多様な動機から生じることを強調する。すなわち、雇用主は賃金の上昇を抑制しようとする。労働組合、なかんずく後進的な諸部門のそれは物価騰貴を抑制しようとする。政府は国際収支危機を解決するために、輸出競争力の低下を招く物価騰貴と輸入の増加をもたらし、国内産業の輸出ドライヴをよわめる所得の増加の双方を抑えようとする。こうして物価安定は一種の国民的利益となるが、その背後には労働者と雇用主の目的の矛盾ならびに寡占体自体の労働力不足という状況のもとで良質の労働力を確保しようとする要求と、輸出競争力をつよめるためにコストと価格を抑えようとする要求との矛盾がひそんでいる。

このような所得政策の動機の多様性とその内的矛盾を指摘したのち,

Brown, Harrison は所得政策に訴えることは雇用者自身にとって長期的には 大きな危険を賭すことを意味する, なぜなら, 本来, 生産手段の所有者であ る雇用主の大きな力は盲目的な経済力の支配する市場のなかにあるが、所得 政策は賃金の決定をこの市場からひき離し、民主的なテストにゆだねること になるからであると言う。組織労働者が、インフレの最大の被害者である未 組織労働者や家庭の主婦を結集することに成功し、政府に圧力をかけるなら ば,この危険はきわめて現実的になる,故に労働組合は所得政策を導入しよ うとする雇用主の要求を一つのチャンスとしてとらえ、労働者の立場をつよ めるような全般的協定をかちとるために政府を利用すべきであるというのが Brown, Harrison の基本的立場である。すなわち――所得政策の採用は, 社会主義者に、労働者の一部の層ではなく、階級全体を代表して現在の所得 分配の問題を提起する機会をあたえる。 T.U.C. が生まれてから 100 年, 累 進所得税が導入されてから50年、福祉国家政策がとられてから20年になる にもかかわらず、今日のイギリスには財産所有と所得分配の極端な不平等が 存在しており,成人人口の5%が個人財産総額の4分の3,財産所得の92%, あらゆる源泉からの税引前所得の少なくとも4分の1を受けとっている。し

かも、かれらは会社の経費勘定 (交際費など) や合法、非合法の脱税の恩恵を 受けている。インフレーションの最大の問題はそれが国際収支に及ぼす影響 よりも、むしろこの所得分配の不平等をいっそう強める点にある。

社会主義者は所得政策との関連でまさにこの点を問題にしなければならない。すなわち、経営者や会社重役の所得はどうなっているか、かれらの所得のうち財産所得はどれだけの割合を占めているか、財産の所有者と非所有者との間の所得分配は何によって決定されるか――これらの問題を世然の公然たる検討に付すことが必要であり、それだけでも大きな一歩前進になる。

以上の観点から Brown, Harrison は、所得政策の中心には価格統制がおかれなければならないと主張する。そしてマルクスが「賃金、価格および利潤」でウェストン君に講義して以来、多くの社会主義者は価格統制に対して懐疑的であるが、現代資本主義のもとでは政府による価格統制を容易にするいくつかの条件が生まれているとして4点をあげている。第一にかつての多数の小企業にかわって今日では少数の巨人的大企業が存在している。第二にかつては製品の型や等級、品質が維多であったのに対し、今日ではこれらの標準化が著しく進んでいる。第三にかつての自由な価格競争にかわって今日では管理価格が存在する。

これらすべての変化は政府が Key 製品の価格を規制することを容易にしている。寡占体が価格を統制しうるとすれば、政府にそれができないはずはない。ただ、固定価格の枠内での品質の変更をどう統制するかという問題が残るが、ここで第四の変化を指摘する必要がある。すなわち、かつての無経験で未組織の教育のない労働者にかわって今日では経験に富み、強固に組織された教育水準の高い労働者が存在しており、かれらは前記のような会社の欺瞞行為に対する監視者の役割を果たし得るであろう。

今日,政府による価格統制を容易にしている以上のような諸変化を指摘した後,Brown,Harrisonは,価格引上げの許可制を実施し,年に1%あるいは輸入品単価の平均上昇率を上廻る価格の引上げは公的な審査を経ない限

りみとめない,また適当とみとめた場合には値下げを指令するという措置をとるべきだと提唱している。ついでかれらは労働組合としては,政府にこうした価格統制の強化と持続的な経済成長の保障を要求する代償として,年3%ないし3.5%の実質所得の増加と見合った生産性の上昇の達成を努力目標として受け入れてよいであろう。ただし,低所得グループを高所得グループに追いつかせる必要があるから,後者の所得増加率は右の数字を下廻ることになる,また T.U.C. が賃上げの要求額をひき下げる場合には,政府は当該産業における価格の引上げを阻止するか,あるいは値下げをおこなわせる措置をとることを条件とすべきである——と説いている。

ただし、かれらはこのような立法による価格統制を要求することは決して 所得に対する法的規制に同意することを意味するものではない、両者を同じ ように扱っている点に現行所得政策の重大な欠陥の一つがあると論じ、その 理由として、価格は一方的に引上げ得るが、賃金はそうでない、価格は賃金 とちがって長期の交渉や公的な検討の対象となっていない、価格は利潤、し たがって財産所得を増加させるが、利潤は配当として分配されなくても、会 社の実質資産を増大させ、財産所有者の利益になるのに対して他の所得は一 旦失われれば永久に失われてしまう、利潤への課税は脱税や免税の便宜とい う点で他の所得と異なっている、雇用主は交渉に際し、労働者より持久力が あり、世論を動員する点でも有利な立場にある等の諸点を挙げている。

要するに、計画的な経済成長という条件の下で政府が強制的な価格統制を おこなうことを代償として、生産性上昇の枠内で低所得者の所得を引上げる ために上層の勤労所得者が自発的に所得増加を抑制するというのが Brown、 Harrison の主張の骨子である。

註 (10) 'Income policy-a reply from M.B. Brown & R. Harrison' N.L.R. No. 37, 1966.

# 4. 所得政策の陥穽

B. Rowthorne は前述の N.L.R 誌上の論文で Brown, Harrison がトリビューン紙の 1965 年 1 月 8 日,2 月 5 日号に発表した論文をとり上げて批判を加えている。彼はまず Brown, Harrison をふくめた所得政策支持者は,完全雇用のもとでは労働組合が賃上げの主要原因だという判断に立っているが,これがそもそも誤っており,雇用主の労働力確保こそ寡占的大企業における賃金を上昇させ,それを他部門に波及させる原動力だというさきに紹介した自説を述べ,その証拠にほとんど未組織の男子の俸給取得者の給与も組織された肉体労働者のそれに劣らず上昇していると説く。故に生産性の高い大企業において賃上げを抑制しようとしても,労働力不足が続く以上,雇用主は賃上げを拒否できないし,労働組合もそれを望む以上,そうした企図は失敗せざるをえない。一部の企業が「ヤミ賃金」を支払えば,他の企業も対抗上そうせざるをえないであろう。

結局、インフレの原因を完全雇用や低い成長率ではなく、労働組合に帰することは誤っており、こうした誤った観念にもとづく所得政策には根本的なデレンマがある。所得政策が熟練労働者と非熟練労働者との一定のバランスをもって大量の労働力を供給しえない限り、賃金の競争的な引上げを阻止したり、大きく遅らせることは不可能であり、賃金統制はオランダの場合に見られるように雇用主自身によってやぶられるであろう、またもしそのような労働力が供給できるとすれば所得政策は不要なはずである、つまり所得政策は有害というよりむしろ無効なのだというのが Rowthorne の主張の特徴である。

もちろん, Rowthorne は労働者階級にとっての所得政策の有害性をもみとめている。所得政策を強行しようとすれば、労働組合を中央集権化し、所得政策に協力する幹部の統制力をつよめることが必要になり、それは戦闘的分子を"妨害者"として排除する結果をもたらすであろう。現在イギリスの大会社にはいくつかの組合が併存しており、そのことが戦闘的で"無責任"な職場委員に活動の余地をあたえているが、所得政策の推進者はこの弊を除

くため、中央集権的な産業別組合を創設し、一企業、一組合の実現に努めるであろう。このように、戦闘分子が排除され、強力に中央集権化され、政府に協力する労働組合が生まれるということは労働組合運動にとって打撃であるだけでなく、労働党政府を左におしやる決定的な原動力が失われることを意味する、と Rowthorne は強調している。

Rowthorne が所得政策にかわるものとして提唱しているのは平価切下げである。かれは、平価切下げは労働者の生活水準を引下げる、国際的な保険銀行業務の中心地としてのシティーの役割を終わらせ、その結果、多額の外貨獲得を不意にさせる、それにスターリングは準備通貨として国際的に広く用いられているから切下げは不可能だという労働党の考え方をスターリングに対する物神崇拝としてしりぞけ、平価切下げと民主的な経済統制とを結合すれば、所得政策に対する有効な代替的提案となりうると言う。平価切下げのひきおこすイギリスからの資本の流出には直接統制で対処すればよいし、外国の保有するスターリング残高に対しては、政府は要求に応じて手持ドル証券で買いとるといった方法で保障することができる。保険業務からの収入についても、同様に金、ドルまたはその他の強い通貨で保障するという対策がとれよう。そうしてもなおイギリスの銀行、保険業務からの収入は若干減少するかもしれないが、それは海外軍事支出の削減でうめ合わせることができる。

以上の議論に立って Rowthorne は、国内物価が上昇するにつれて相ついで平価切下げをおこなうことは、イギリス商品の輸出価格の上昇速度が相対的に低下し、またイギリスに輸入される外国商品の下落テンポが相対的に抑えられることを意味するが、これこそまさに所得政策が貿易と国際収支の領域で達成しようとめざしているものにほかならないと論じ、所得政策をとらなくても国際収支問題に対処できることを力説している。

この Rowthorne の批判に対する反論において、 Brown, Harrison はまず Rowthorne の批判はどこまでが自分たちの主張に対する批判で、どこま

でがウイルソン政府の所得政策に対する批判であるか必ずしも明らかでないが、自分たちは、インフレが主として強い交渉力をもった労働組合の行動に帰因するとは考えていないし、賃金と物価を同列に扱う政府の所得政策には同調するものではない。また、自分たちの目的は、単に低所得労働者の給与を改善するためにめぐまれた労働者は要求をさしひかえるべきだという点にあるのではない、さらに平価切下げや軍事費削減に反対し、それにかわるべきものとして所得政策を提唱しているわけではない、とことわっている。

ついで平価切下げと軍事費の削減をとり上げ、いずれも国際収支対策として推賞すべき政策ではあるが、これを所得政策の論議のなかに持ち込むことは妥当ではないと言う。なぜなら第一に所得、課税、補助金にかんする有効な計画を持たずに平価切下げをおこなえば、国内物価の急上昇と所得不平等の増大をもたらすからである。第二に平価切下げは長期的なインフレ問題の解決には役立たない。過去のインフレが現在、平価切下げを必要にしているということは、それが将来のインフレ阻止に役立つということを意味しない。インフレの進行に伴い、くり返し平価切下げをおこなってゆくという考え方は非現実的である。

第三に Rowthorne はインフレ問題を貿易と国際収支という観点だけから 見ているが、より重要なのはインフレに伴う所得不平等の激化である。

ついで Brown, Harrison は労働組合と戦闘分子の問題にふれ,労働組合の戦闘性を抽象的にではなく,具体的に提起する必要がある,所得政策をめぐる論議は賃金問題を地方的,局部的ないし産業的なレベルから,全国的,階級的レベルに高める機会をあたえている,社会主義的所得政策の目的は,窮極的には地代,利子,利潤といったカテゴリーの廃止にあるとしても,この目的は生活水準の引上げと平等の達成という基準にもとづいて所得を計画化する当面の闘争をつうじてのみ達成しうるのであり,そのためには所得政策を単純に否定し去るのではなく,むしろそれを一つの機会として活用すべきである,現に資本家の内にはこの政策に対する警戒と恐怖が見られるでは

ないか,所得政策の実施は戦闘分子の必要を排除するものではなく,かれらには価格の監視,雇用主の不正行為の摘発という重要な任務があたえられるのだ,と反論する。

最後に Brown, Harrison は "所得政策を通じて社会主義へ" という考え 方——B. Rowthorne はそれを批判している——を擁護し、この戦略には根拠がある、何故なら社会主義とはある意味で一種の所得政策にほかならないからであり、また資本主義の根柢にあるのも所得分配の決定であり、それへの挑戦は同時に資本主義の存続を問うことになるからだ、と結論している。

この Brown, Harrison 論文に対して R. Rowthorne は簡単な回答を発表しているが、その要旨は次の通りである。

- 1 Brown, Harrison は平価切下げと軍事費の削減は長期的なインフレ対策となり得ないと論じているが、最近は欧州の大陸諸国や日本でも失業の減少につれて生産物の単位コストはイギリスと同程度か、あるいはそれ以上のテンポで上昇している。例外はアメリカであるが、ここでも同様な兆候があらわれている。イギリスにおいて軍事費を削減し、それを投資にふりむけることによって年成長率を2%高め得れば、労働力需要をふやすことなしにある程度生産性を高めることができ、物価上昇率を2%方低めることが可能になるであろう。これは将来における平価切下げの必要をなくすに充分である。
- 2 かりにそうならないとしても別に問題はない。 5 年毎に 10 %の平価 切下げを実施したとしてもスターリング残高について適正な保障措置をとる ならば破滅的な結果にはならない。スターリング残高はイギリスの海外資産 の  $\frac{1}{3}$  にすぎないことを想起すべきである。 しかも 10 %の平価切下げは国 内物価を精々  $1\sim1.5$  %程度上昇させるだけであり, 賃金上昇によるはね返りを見込んでもそれ程大したものではない。
- 3 労働者の監視のもとに物価を統制するという主張には賛成であるが、 Brown, Harrison はなぜその代償として賃上げの抑制を提唱するのか、 な ぜ物価統制と自由な賃金交渉の双方を要求してはならないのか、賃金上昇に

ついていけない社会層の所得に対しては政府が時折干渉して引上措置をとれば充分である。政府の干渉はそれが最低賃金を設定する場合には反対さるべきではない。反対しなければならないのは政府による最高賃金の設定である。 政府が低額所得者の保護措置をとる限り、年に5~6%のインフレは特に懸念するには及ばないであろう。

4 労働組合が自発的に要求をさし控え,しかも組合が全体主義的にならず階級意識も失われないといった状況があり得ることは認めるが,現状はそれとは程遠い。現在の労働組合指導者はきわめて妥協的で,体制に深くコミットしているから,かれらは必ず所得政策を自分たちの支配をかため,"破壊分子"を一掃するために利用するに違いない。所得政策論者は政府や雇用主に対抗していく現在の労働組合の力を過大評価している。所得政策のキャンペーンをするよりも,最低賃金や年金の引上げをめざしてたたかうべきである。以上が New Left Review 誌上での M.B. Brown,R. Harrison と B. Rowthorneとの論争のあらましであるが,次にイギリス共産党のJ.R. Camp-

belle の Brown, Harrison 批判を見よう。

Campbell もやはり Brown, Harrison のトリビューン紙の論文を対象にその批判を展開しているが、彼によれば、所得政策 incomes policy という用語自体が欺瞞である。この政策は本来、賃金や俸給の引上げ抑制をねらったもので、後になってから労働組合の抵抗に出合って名称を変えたにすぎず、当初のねらいは変わっていない。この政策は賃金や俸給を直接に統制しつつ、それを労働者に吞ませるための手段として価格や利潤を間接的に、しかもきわめて不充分に統制する点に本質的な性格がある。したがって Brown, Harrison のように所得政策を諸階級の間の所得の再分配政策であるかのように見なし、その見地からブラウン経済相の所得政策を不充分だとして代案を対置するという態度は混乱をつよめるだけである。もちろん、労働者の賃金や俸給に有利に所得を両分配とするいう政策自体は望ましいものであるが、それは所得政策とは無関係である。問題はブラウン経済相の進めようとしてい

るような所得政策を受け入れるか、拒否するかのどちらかである。 Tribune 論文の筆者たちは "生産性、物価、所得にかんする意図の共同宣言"をつらぬいている労資協調の立場を見落している。

Campbell はこうした観点から所得政策において(1)賃金,俸給はその源泉で抑えられてしまうが,価格,したがって利潤は精々事後的に是正されるにすぎないこと (2)鉄鋼・化学・自動車などの成長産業の生産性上昇速度は国民経済全体のそれより高いから,賃金上昇率を後者の枠内に抑えることは,これらの産業における利潤の急増を招くこと (3)所得政策は一律的に実施した方が有効だから,例外的賃上げを必要とする低賃金労働者の所得引上げには不利なこと (4)生産性上昇率が低いのは,国内投資をさぼってきたイギリス資本家の責任であり,所得政策はそれを労働者の責任に転嫁する神話の上に立っていること,を指摘し,ブラウン経済相にBrown,Harrisonの説いているようなユートピア的で小ブルジョア的な所得政策をおしつけることは不可能であると論じている。

#### 註 (11) 註3参照

- (12) 註2参照
- (13) Bob Rowthorne 'Reply' N.L.F. No. 37, 1966.
- (14) J.R. Campbell 'The Development of Incomes Policy in Britain' Marxism Today March 1965.

# 5. 所得政策か労働者統制か

さきにふれた John Hughes はすでに1959年に 'A Socialist Wage Plan' という小冊子で賃金所得問題にかんする見解を発表しているが、1964年、労働党政府が政権に復帰する直前、労働党政府がとるべき経済政策を全般的に検討した論文のなかで改めて所得政策の問題にふれている。

ここでは主として後者の論文について Hughes の見解をとり上げて見よう。 Hughes はまずイギリスのような "混合" 経済体制のもとでは国家は経済成 長の速度と方向、コストと価格の水準および所得分配に影響する重要な経済 的役割をはたすという意味で必然的に一種の所得政策を実施さぜるをえない, したがって労働組合は、賃金の実質的な購買力を決定するのは政府のこのよ うな諸政策であり、貨幣賃金にかんする在来の交渉方式だけでは賃金の動き を支配する上で限界があることを理解しなければならない,と説く。

問題は単なる貨幣賃金の上昇ではなく、実質購買力の確保と引上げにあるから、労働組合が貨幣賃金については比較的控え目な上昇で済まし得るような条件をつくるのが所得政策における政府の責任であるとして、Hughes は次の如き諸措置を提案している。

- 1 小売物価の安定(間接税の引下げ,補助金の増額,地代・利子の引下げをふくむ)
- 2 不労所得を対象とした所得再分配的な税制の実施と財産所得者の脱税 阻止(資本利得税や富裕税の制定をふくむ)
- 3 インフレの根を断ち切る措置 (これは均衡のとれた経済成長と生産性の持続的上昇の達成を目標とすべきで、それには会社利潤の増加率が実質国民生産の2~3 倍に上るような現状にメスを入れなければならない。 管理価格への介入をふくめて独占体のビヘイビアを変えさせる必要がある)

そのほか Hughes は生計費に対する賃金のスライド制の導入、労働力の 供給をふやすための教育・訓練計画の実施、科学的職務評価にもとづく不等 に低い賃金の是正措置なども考慮されるべきだと説いている。

結論として Hughes は重ねて政府の経済成長計画や所得再分配政策の結びつかないセクト的な貨幣賃金の引上交渉は実質賃金の上昇はもとよりその防衛にも不充分であると強調し、所得政策は労働者や労働組合の利害と、平等な所得分配ならびに経済の社会的統制をめざす労働党政府の利害とを統一させる機会をあたえると論じている。

なお J. Hughes は前述した 'A Socialist Wage Plan' の共著書である K. Alexander との連名で、別にさきの B. Rowthorne の論文「所得政策の

陥穽」に対する反批判をもおこなっているが、その要旨は次の通りである。

- 1) Rowthorne は Hughes らが、完全雇用のもとでは賃金上昇の主たる要因は労働組合であり、労働組合の交渉力が生産性の上昇率を上廻る賃金の上昇をもたらすのだという見解を抱いていると批判しているが、自分たちはそのようには考えていない。賃金の動きには、労働市場の需給関係と労働組合の圧力との二つが作用するが、後者が主とてものを言うのは、労働市場の状況が労働者に不利で、労動者が賃金、労働条件の防衛のためにたたかうときであり、完全雇用のもとでは逆に労働市場の需給関係が直接に賃金を引き上げるので、労働組合はしばしばそれを事後に確認するにすぎない。その点自分たちはむしろ Rowthorne の見解に賛成である。しかし、このことは、まさに完全雇用のもとでは労働組合はその努力の重点を伝統的な団体交渉から所得再分配への政治的影響力の行使に移すべきだという自分たちの主張を確認するものにほかならない。
- 2) Rowthorne の説いている平価切下政策にも反対ではない。しかし、自分たちの所得政策の目的は、労働者に有利な所得分配を確保する点にあり、対外競争力や為替レートという観点から所得政策をとり上げているのではない。かりにイギリスが外部との貿易関係をもたない閉鎖経済であっても、われわれはやはり所得政策は必要だと考える。また、Rowthorne は平価切下げについては、それを労働者に有利に実施する可能性をみとめていながら、所得政策についてはそれをみとめず、一切の所得政策が現に Brown 経済相のやろうとしているようなものに堕してしまうかのように論じているが、これは矛盾ではないか。平価切下げに社会主義的な性格をあたえること、否、それを中立的な性格のものにすることよりも、所得政策に社会主義的内容を盛り込む方がむしろ容易なはずである。何故なら後者には前者よりも「誰が何を得るか」という問題が公然と提起されているからである。
- 3) 所得政策が不可避的に労働組合の弱化を招くという Rowthorne の見解は受けいれ難い。所得政策に対する左翼の反対論は結局,戦後の労働組合

運動が陥っていたセクト主義と一種のビジネス・ユニオン主義への復帰に帰着するのであって、Rowthorne も例外ではない。所得政策によって貨幣賃金に対する労働組合の影響力はよわめられるとしても、それは労働過程や労働諸条件に対する職場の労働者の発言力の強化によって補われるのであり、労働組合内部の民主主義の強化と一般組合員の組合の管理への参加は社会主義的な所得政策の重要な構成部分をなしているのだ。問題は労働組合の戦闘性を単なる職場段階にとどめず、産業的なレベルにまで高めるところにあるが、Rowhtorne にはその視点がない。

4) 現在の状況のもとでは自分たちの所得政策には、保守党の Lloyd 蔵相や労働党の Brown 経済相のそれと混同される危険がつきまとっている。 Rowthorne の批判は改めてそのことをわれわれに自覚させた。 社会主義的所得政策論者は、その意図が賃金の上昇、実質成長率の促進、利潤の削減、価格の安定にあることを明確にする必要がある。

以上が Hughes, Alexander と Rowthorne の論争の大要であるが, Hughes の見解に対しては別に A.J. Topham の批判がある。 Topham は主として Hughes の 1959 年のパンフレット 'A Socialist Wage Policy' をとり上げ, 次のような批判を加える。

Hughes の所得政策の骨子は (1)租税その他の手段による不労所得を犠牲とする所得の再分配 (2)物価の安定,とくにそのための手段としての利潤に対する統制 (3)実質所得の上昇率の決定にあるが,混合経済体制を調和させることをめざすものではないという Hughes の主張にもかかわらず,この政策は実際にはきわめて穏和なものであり,Hughes の提案は,事実上,ウイルソン政府によってすべてとり上げられている。 利潤統制の手段としてHughes のあげている再販売価格維持制度の撤廃,独占委員会の強化,国家による私企業のコスト・価格の調査とその公開,一定限度以下に価格上昇率を抑えた企業への減税などは経済の先進的部門にとっては完全に受け入れられるものであり,その効果は後進的な部門の無駄と非能率の排除に帰着する。

そこには政策決定の中枢に対する、混合経済の利潤動機に対する根本的な挑 戦は存在しない。

Hughes のパンフレットが発行されたのは 1959 年であるが、以来、イギ リスの所得政策は二つの方向に発展してきた。一つは労働組合に所得政策を うけ入れさせるための譲歩の最低限界を探究することであり、もう一つは全 国的な賃金協約を上廻る賃金ドリフトの抑制である。後者は職場段階におけ る労働者の抵抗の排除を必要とするが、これは三つの線にそって進められて いる。第一は労働組合に対する法的規制の強化であり、第二は労働組合の指 遵部自身による不法ストの規制,職場委員の再教育であり,第三は賃金ドリ フトの構成要素である出来高単価、 賞与、時間外割増などを廃止して時間給 一本にし、職場委員の活動の余地を封じることである。こうして"経営者が 管理しなければならない"というスタンダード石油のスローガンがイギリス 産業のスローガンとなる。

Hughes の見解の欠陥は、かれが労働者の"貨幣賃金的戦闘性" money wage militancy の真の意味を理解していない点にある。この戦闘性は決し て否定的、防衛的なものではなく、主として賃金ドリフトの獲得という形を とってあらわれたが、その過程で職場段階における経営者の支配に対する抵 抗の成長を助けてきた。もし賃金抑制への反対と団体契約の自由の防衛とを 所得政策にかんする論議とを結びつけるならば,この戦闘性を伝統的,セク ト的なものからより広い階級的なものに高めることができる。

J. Hughes の見解に対する以上のような批判の上に立って J. Topham は 所得政策にかわるべきものは利潤を動機とする経済の基本的な機能に挑戦す る労働者統制への要求でなければならないと結論している。

代替的政策として労働者統制のための運動を提唱している点では Topham と同じであるが、やや異なった視点から所得政策にアプローチしている のは Ken Coates である。彼は次のごとく論じている。

1 イギリスの資本家階級は労働党に所得政策への賛否の決定を迫ること

によって一つのジレンマをつくり出すことに成功した。もし然りと答えれば 新資本主義の目標を承認することになり、否と答えれば古い型の資本主義を 支持し,団体協約を神聖視することになる。しかし,社会主義者はこの二者択一 を拒否し、資本家を守勢に立たせる攻勢的な回答を見出さなければならない。

- 2 所得政策は資本家階級の権力を掘りくずす構造的改良の武器となるか、あるいは資本の権力をうち固めるものとなるかのいずれかである。反資本主義な構造的改良のためには公有企業の拡大も重要であるが、それとならんで生産における労働者の役割を根本的に変革し、その創造的エネルギーを解き放つことが決定的に重要である。それは労働者統制を労働者の自治的管理に発展させていくたたかいをつうじて初めて達成される。所得政策はこの労働者管理の学校となることができる。
- 3 そのための根本前提は所得の実態を糾明することである。資本家は賃金については熟知しているが、果たして労働者は資本家の所得の実態をとらえているだろうか。資本家の所得がとらえ難いことは租税問題を論じるときには強調されるが、所得政策にかんする論議ではこのことが忘れられている。この点で労働組合は官庁統計にたよることはできない。また労働組合の上部機関が会社の会計文書を監査するだけでも不充分であり、会社経理の複雑なカラクリを見ぬくことは容易ではない。それを成しうるのは工場で実際に生産に従事している労働者大衆とむすびついた職場委員——会計専門家の協力のもとに——だけである。この職場委員の活動に依拠して初めて労働組合は資本家と対等に所得政策について交渉することができる。
- 4 労働組合は所得政策を拒否すれば労働党政府の崩壊に力を貸すことになりかねないし、それを受け入れれば労資協調の道にひき入れられることになる。労働組合はどちらの回答をも拒否し、所得政策にかんする話し合いに応ずる前提として雇用主が自分の支払う賃金について知っているのと同じ程度に労働組合が資本家の所得について詳細で明確な知識がえられるように、一切の会計文書の公開と職場委員によるその徹底的な検討と大衆討議を要求

340

すべきである。雇用主がそれを拒否したとしても、この問題でおこなわれる 総選挙は労働党にとって不利ではないであろう。

- 註 (15) John Hughes 'An Economic Policy for Labour' N.L.R. No. 24, 1964.
  - (16) K. Alexander & J. Hughes 'A Defence of the Incomes policy Strategy' N.L.R. No. 36, 1966.
  - (17) Hughes, Alexander はこれは二つの要因の区別を明確にするために故意に誇張した議論だとことわっている。
  - (18) A.J. Topham 'Incomes Policy-The Background to the Argument' The Socialist Register 1965.
  - (19) Topham は、所得政策は、価格、利潤に対する統制といった仮面のもとに、 利潤のメカニズムの完全な機能の回復をめざすものであり、 利潤の統制自体、 今後の資本蓄積の条件の確保をねらったものにほかならず、 視野のきく資本家 と改良主義者の合作の産物だという趣旨のイタリア労働総同盟の副議長 Vittorio Foa の言葉を肯定的に引用している。
  - 20) Topham はこの労働者統制 worker's control の具体的な内容にはふれていないが、イギリスのニュー・レフトの間で説かれている労働者統制は、職場、企業における職場委員の権限をつよめ、単に賃金や労働条件だけでなく、生産に対する労働者の発言権を確保し、これを産業的、全国的な規模に拡大していくといった構想に立っているようである。
  - (21) Ken Coates 'Incomes Policy-A Strategy for the Unions' The Socialist Register 1966.
  - 22) New Left Review 誌の主筆 Perry Anderson も労働組合は単なる経済闘争の機関ではなく、政治的な意義をもった階級的組織であり、労働者階級の資本主義社会との本質的な非和解性を象徴するものであって、それを実質賃金の向上とひきかえにすることはできない。しかし、イギリスの現状で所得政策の論議を頭から拒否することは現実的ではなく、この論議のなかで労働者統制の要求を提起すべきである。所得政策が実施されて労働組合の自治がある程度そこなわれても労働者統制をつよめることができれば、代償となりうると説いている。Perry Anderson 'Critique of Wilsonism' N.L.R. No. 27, 1964.

# むすび

以上、労働党の所得政策に対するイギリス左翼のいくつかの批判を見てき

たが、これらの諸見解をつうじて基本的に三つの立場を確認できるように思 われる。

第一の立場は M.B. Brown, R. Harrison や John Hughes の見解に代表されるもので、所得政策そのものに原則的に反対するのではなく、むしろウイルソン政府の所得政策に労働者の利益となるような内容を盛り込み、価格・利潤に対する統制の側面を強化することを主張するものである。この見解の基礎には、現代資本主義のもとでの経済の一定の計画化の必然性、その計画化における国家の役割に限をすえ、所得政策が資本の側からも一定の譲歩を必要とするという契機を重視する考え方がひそんでいる。

第二の立場は J.R. Campbell の見解に代表されるもので、所得政策を労働組合の自由を圧殺しつつ、賃金の抑制を企図する資本の攻撃の一形態と見てその原則的な拒否を説くものである。この見解の基礎には、所得政策を改良主義的な労働組合指導者との協調をつうじて、労働組合を新資本主義的計画化の枠内に組み込もうとする資本家階級の意図のあらわれとしてとらえる観点がつらぬいている。

第三の立場は J. Topham や K. Coates の見解に代表されるもので、所得政策そのものには反対するが、所得政策の問題がもち出され、その論議が労働者の関心を集めていることを一つの機会としてとらえ、労働組合が攻勢に出るための代替的な政策(たとえば労働者統制の要求)を提起する必要を強調するものである。この見解の基礎には所得政策の本質は第二の論者が指摘するようなものであるにしても、それは新資本主義的な経済計画化の論理の必然的な結果として、所得分配の計画化という体制の核心にふれる問題を提起することによって、資本主義のもとでの所得分配ひいては生産の管理という問題に労働運動を直面させるという見方が横たわっている。

この三つの態度は所得政策が現実にもっているそれぞれの契機を反映していると同時にイギリス左翼の三つの潮流——労働党左派、イギリス共産党、ニュー・レフトにほぼ照応しているように思われるが、この点については早

急な判断は避けるべきであろう。

いずれにせよ明らかなことは,所得政策の根柢には新資本主義的な経済の "計画化"と賃金問題を中心とする伝統的な労使交渉の"自由"との矛盾が伏 在している,ということである。このように資本の側が"計画化"の契機を 代表し,労働者の側が"自由"の契機を代表するということは一見きわめて 逆説的であるが,この逆説は生産手段の私有制とそれにもとづく利潤追求の "自由"を原理的に承認しつつ,それに一定の国家的計画性をあたえなければ ならないという新資本主義的計画化そのものの矛盾の反映にほかならない。

このことは、労働運動の前に新資本主義的な計画化の限界を突破する社会主義的計画をめざしながらそれへのプロセスとして新資本主義的な計画化にいかに民主的な、労働者的な性格と方向をあたえていくかという課題、および労使交渉の自由、その基礎にある労働組合の自立を擁護しつつ、新資本主義的計画化が日程に上っている状況の下で、いかにしてその自由の行使を単なる"結果に対する抵抗"(マルクス)にとどめず、より高次の攻勢的な形態で行使していくかという課題に直面せざるをえない。この二つの課題の統一的な解決は、所得政策を原則として承認し、いわばそれを"左におしやっていく"ことによって達成されるのか、所得政策を拒否しつつ、代替的な政策を対置し、それを推進することによって実現されるのか、イギリス左翼の直面しているのはまさにこの問題である。